

3. 庁舎規模等の検討

3-1. 新庁舎の所要室・面積・設置基準等の検討 P27

基本構想 素案

(7) 新庁舎合計面積

合計は約 5,140 ㎡となり、国土交通省基準の試算約 5,016 ㎡とほぼ近似した面積となる。

実体的な面積算定は、今後基本計画段階の建築プランと一体に精度を上げて検討されることとなるが、本検討では面積を事業上安全側に想定すべきことから、この試算値約 5,140 ㎡を採用することとする。

以上で検討した各所要室の試算面積をまとめた。

表-05 新庁舎の所要室の試算面積

所要室名	試算面積 (㎡)	根拠等
①事務室	1,180	職員数 180 人の場合の国土交通省基準より(以下「基準」と記載)
②付属所要室 会議室(主任職員用)、倉庫、宿直室(当直室)、湯沸かし室、受付及び巡視溜、便所及び洗面所、福利厚生室、更衣室、医務室、売店、食堂・準備室、用具室、ゴミ庫等	610	基準、一部道内事例より(以下「事例」と記載)
③固有業務室等 ○議会、議場(傍聴席含む)、正副議長室、議会事務局、議員控室、委員会室(理事者控室兼用)、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局等、議会図書室・ラウンジ等	530	基準
○車庫	400	基準
○業務支援機能 相談室(授乳室含)、会議室、サーバー室(電算)、印刷室、防災対応室備蓄倉庫等	670	基準
④設備関係 ○機械室、電気室、自家発電室	400	基準
⑤交通部分 玄関、広間(ロビー)、廊下、階段室等	1,300	基準
⑥町民交流スペース	50	事例
合計	5,140	

注) 面積は概数として、1 桁を四捨五入した数値

修正案

(7) 新庁舎合計面積

合計は約 5,140 ㎡となり、国土交通省基準の試算約 5,016 ㎡とほぼ近似した面積となるが、バリアフリー化、ペーパーレス化、フレキシブル化を行った結果として、スリム化が可能となる部分は削減を行い、一方で、上記項目の実現や、現庁舎での不便解消のために、諸室面積拡充が必要となる箇所が発生することから、コンパクトにするだけでなく、必要な機能を十分に満たすことのできる適正な面積の検討を行う。その場合の試算面積は 4,597 ㎡となる。

更に将来的な人口減少やデジタル化を見据え、必ずしも庁舎内の専用スペースとして設ける必要がない倉庫、書庫等について分散化をした場合は 4,237 ㎡となる。

今後、更なる事業費削減のため民間施設、既存公共施設を活用した分散化も検討を進める。

以上で検討した各所要室の試算面積をまとめた。

表-05 新庁舎の所要室の試算面積

所要室名	試算面積 (㎡)	根拠等
①事務室	1,180	職員数 180 人の場合の国土交通省基準より(以下「基準」と記載)
②付属所要室 会議室(主任職員用)、倉庫、宿直室(当直室)、湯沸かし室、受付及び巡視溜、便所及び洗面所、福利厚生室、更衣室、医務室、売店、食堂・準備室、用具室、ゴミ庫等	638	基準から適正化 倉庫については分散配置
③固有業務室等 ○議会、議場(傍聴席含む)、正副議長室、議会事務局、議員控室、委員会室(理事者控室兼用)、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局等、議会図書室・ラウンジ等	525	基準
○車庫	120	分散配置可能
○業務支援機能 相談室(授乳室含)、会議室、サーバー室(電算)、印刷室、防災対応室備蓄倉庫等	550	基準から適正化
④設備関係 ○機械室、電気室、自家発電室	392	基準から適正化
⑤交通部分 玄関、広間(ロビー)、廊下、階段室等	1,192	基準から適正化
⑥町民交流スペース	0	検討により
合計	4,597	

注) 面積は概数として、1 桁を四捨五入した数値

書庫、倉庫を分散した場合 4,237 ㎡

3. 庁舎規模等の検討

3-3. 複合化可能な施設機能の検討 P32、33

基本構想 素案

3-3. 複合化可能な施設・機能の検討

役場庁舎建替えに当って、複合化可能な施設・機能にどのようなものが考えられるかについて検討する。

(1) これまでの検討の経過

当別町立地適正化計画において検討されており、下表のとおり図書館・文化センター・金融機関の整備優先度が高いとして方向づけが示されている。

(2) 併設図書館の規模

新庁舎は図書館の併設が予定され、町のこれまでの検討では面積 780 m²と試算されており、日本図書館協会事務局が「日本の図書館 2011」を元に作成したデータでは、2万人以下市町村の図書館面積は684.2～1,395.2 m²となっている。

町内には既に当別町図書館、当別町図書館西当別分館（計 310 m²）が供されていることから、それらを考慮して人口規模の類似している白老町 405 m²、余市町 1,154 m²の平均値である 780 m²と想定する（恵庭市えにあす内の図書館面積 737 m²）。

(4) 検討の結果

(1)・(2)の検討により、複合可能な施設として図書館、機能として子供の遊び場・キッズスペース、情報発信フリー（交流）スペースの導入の可能性があると考えられる。

加えて、文化センターについては関連計画において導入が示唆されており、コミュニティセンター改修のための基金を活用した機能の追加を検討することとする。

これらの複合化・導入については、新庁舎への町職員の意向や町民の要請についても把握して、結論を見出すことも求められている。

修正案

3-3. 複合化可能な施設・機能の検討

役場庁舎建替えに当って、複合化可能な施設・機能にどのようなものが考えられるかについて検討する。

(1) これまでの検討の経過

当別町立地適正化計画において検討されており、下表のとおり図書館・文化センター・金融機関の整備優先度が高いとして方向づけが示されている。

(2) 併設図書館の規模

新庁舎は図書館の併設が予定され、町のこれまでの検討では面積 780 m²と試算されており、日本図書館協会事務局が「日本の図書館 2011」を元に作成したデータでは、2万人以下市町村の図書館面積は684.2～1,395.2 m²となっている。

町内には既に当別町図書館、当別町図書館西当別分館（計 310 m²）が供されていることから、それらを考慮して人口規模の類似している白老町 405 m²、余市町 1,154 m²の平均値である 780 m²と想定する（恵庭市えにあす内の図書館面積 737 m²）。

(4) 検討の結果

図書館のような官民連携が図りやすい施設については、庁舎内の導入に限定することなく利便性や賑わいづくりの観点で検討を進める。

加えて、文化センターについては関連計画において導入が示唆されており、コミュニティセンター改修のための基金を活用した機能の追加を検討することとする。

これらの複合化・導入については、新庁舎への町職員の意向や町民の要請についても把握して、結論を見出すことも求められている。

4. 建設候補地の検討

4-3. 建設候補地と比較項目の設定による評価検討 P54

基本構想 素案

表-13 候補地毎の評価内容

候補地	評価内容
①現庁舎用地	「(5)用地確保の容易さ」、「(6)事業費」、「(7)建設に要する時間」の項目で評価が高い。特に評価の低い点もなく、建替えまで最短で最も安価となり立地の変更もない。 現庁舎を使用中の建設となるため、工事期間中は臨時駐車場の確保、利用者、職員の安全確保が必要となる。
②当別小用地	「(2)緊急避難所との位置関係」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」の項目で評価が低い。基本方針で「災害に強く、危機管理拠点となる庁舎」を設定していることから、避難所との位置関係については災害時に重要な要素であり、河川付近は3m未満の水深となることから状況によってはたどり着けない可能性もある場所に庁舎を建設することは難しいと考える。 他項目については特に優位、劣位の点はないが、体育館は耐震基準を満たし利用可能であることから、敷地内に残置するため、敷地内配置に制限がある。
③白樺公園用地	「(1)浸水被害」、「(2)緊急避難所との位置関係」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」の項目で評価が高い。 この3項目は②当別小用地でも述べた「災害に強く、危機管理拠点となる庁舎」と、同じく基本方針の「まちづくりに寄与する庁舎」に対し避難所との近接、公共施設の集約によるまちの賑わいづくりという点で優れている。 他項目でも特に劣った点はないが、現在都市公園として利用している用地であるため、都市計画の変更、協議に時間を要すること、公園としての機能を残す必要があり敷地内での配置、使用面積に制限が生じる。 都市計画法上、使用した敷地面積と同面積の公園整備を求められておりその分の費用を見込まなければならない。
④JA 北いしかり事務所等用地	「(1)浸水被害」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」、「(4)交通アクセス」の項目で評価が高い。「まちづくりに寄与する庁舎」に対しJAとの複合化による中心市街地の賑わい創出、交通アクセスの向上という点で優れている。 「(5)用地確保の容易さ」、「(6)事業費」、「(7)建設に要する時間」の項目では最も評価が低い。これは用地が町有地でないことから、JAとの協議によっては用地の確保が難しくなること、施設の規模が大きくなることにより事業費が増加、協議に期間を要すること、単独で建てるより工事期間が増加すること、JAの代替施設を確保しなければ建設に着手できないこと等多くの課題がある。

修正案

表-13 候補地毎の評価内容

候補地	評価内容
①現庁舎用地	「(5)用地確保の容易さ」、「(6)事業費」、「(7)建設に要する時間」の項目で評価が高い。特に評価の低い点もなく、建替えまで最短で最も安価となり立地の変更もない。 現庁舎を使用中の建設となるため、工事期間中は臨時駐車場の確保、利用者、職員の安全確保が必要となる。
②当別小用地	「(2)緊急避難所との位置関係」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」の項目で評価が低い。基本方針で「災害に強く、危機管理拠点となる庁舎」を設定していることから、避難所との位置関係については災害時に重要な要素であり、河川付近は3m未満の水深となることから状況によってはたどり着けない可能性もある場所に庁舎を建設することは難しいと考える。 他項目については特に優位、劣位の点はないが、体育館は耐震基準を満たし利用可能であることから、敷地内に残置するため、敷地内配置に制限がある。
③白樺公園用地	「(1)浸水被害」、「(2)緊急避難所との位置関係」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」の項目で評価が高い。 この3項目は②当別小用地でも述べた「災害に強く、危機管理拠点となる庁舎」と、同じく基本方針の「まちづくりに寄与する庁舎」に対し避難所との近接、公共施設の集約によるまちの賑わいづくりという点で優れている。 他項目でも特に劣った点はないが、現在都市公園として利用している用地であるため、都市計画の変更、協議に時間を要すること、地域の重要な施設であることから環境、景観に配慮し、公園としての機能を残す必要があり敷地内での配置、使用面積を考慮する必要がある。 都市計画法上、使用した敷地面積と同面積の公園整備を求められておりその分の費用を見込まなければならない。
④JA 北いしかり事務所等用地	「(1)浸水被害」、「(3)利便性の向上と施設周辺への波及効果」、「(4)交通アクセス」の項目で評価が高い。「まちづくりに寄与する庁舎」に対しJAとの複合化による中心市街地の賑わい創出、交通アクセスの向上という点で優れている。 「(5)用地確保の容易さ」、「(6)事業費」、「(7)建設に要する時間」の項目では最も評価が低い。これは用地が町有地でないことから、JAとの協議によっては用地の確保が難しくなること、施設の規模が大きくなることにより事業費が増加、協議に期間を要すること、単独で建てるより工事期間が増加すること、JAの代替施設を確保しなければ建設に着手できないこと等多くの課題がある。

1新庁舎整備の必要性 1-4.庁舎建替え事業に伴う検討事項 P13

5.建設事業手法の検討 5-2.事業手法の評価 P57

6. 今後の進め方 P61

基本構想 素案

P13

(3) 町民サービスや町民交流機能の向上を図る庁舎機能の更新

庁舎の建替えにおいて町民サービスや町民交流機能の向上を図るため、ICT（情報通信技術）社会に対応した機能整備などの役割機能の見直し更新が必要とされている。

P57

- ・事業手法を決めるうえで大きなポイントとして、事業費があげられ、安価に建設し、住民サービスの向上、まちの賑わいをつくることが新庁舎に求められる効果であることから、随時、補助金の動向、官民連携の可能性を視野に入れ、保有形態の見直しも含めた事業手法を選定していく。

P61

③ 災害対策

近年の地震災害等の多発化に対し、庁舎建築のライフライン確保等の災害対策は、下記に示すような諸点が重要な検討事項である。

- 電力・ガス・水道・排水等途絶へのバックアップ対策
- 電力についてはコージェネの出来る非常用発電機の設置
- 非常用通信設備
- 非常用備蓄
- 空調・暖房途絶への代替策

等

今後の進め方に追記案

庁舎機能について

住民サービス、職務、防災等様々な利便性の向上につながることから、庁舎の基本計画以降にて、先進事例や、具体の導入施設にて検討を進める。

ICTを活用した分散化を実施することにより、拠点が複数あっても時間、場所を選ばず、また、ICT環境のない方も、行きやすい拠点で同じサービスを受けられることで、利便性の向上を目指します。

事業手法について

令和3年度見込みの地方債残高を考慮すると、これ以上の借入れは難しい状況であることから、起債を伴う事業規模や事業方式の選択は困難であり、当別町においては、33億円を起債をせずに、一般財源により従来方式で建設することは、町の他の事業への影響が大きいことから、庁舎建設にあたっては、官民連携による事業化（PPP手法）を検討する。

庁舎機能について

防災機能の確保は、防災専用の施設や会議室を設けることはせず、通常執務で使用する会議室を兼用的に利用する計画とする。

ただし、防災設備（倉庫や非常用発電機等）は、必要となる規模等を検討する。